

新宿の新・インバウンド向け観光動画制作業務委託に係る  
プロポーザル募集要項

1 目的

現在、海外からの訪日外国人数については既にコロナ前を上回る状況となっている。新宿にも多くの外国人観光客が訪れ、それらの来街者およびこれから新宿区への来街を検討されている外国人に向けて、新宿区の多様な魅力を発信しPRできる動画を作成したい。

現在のPR動画が制作された平成28年（2016）年から既に8年が経過。その間に新型コロナウイルス感染症の拡大影響や東京オリンピック・パラリンピックの開催もあり、新宿の街の様相も少なからず変化しているため、動画の刷新が必須と考えられる。

そこで、一般社団法人新宿観光振興協会（以下「協会」という。）は、多彩な魅力にあふれる新宿の魅力を紹介するPR動画作成のため、動画作成を行う事業者に業務委託を行うものとし、プロポーザルを実施し委託先候補者を選定する。

2 委託概要

- (1) 委託業務の名称 新宿の新・インバウンド向け観光動画制作
- (2) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日(月)まで
- (3) 委託内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 提案上限額 14,500,000円(税込)

3 参加申込書

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり参加申込書を提出すること。

- (1) 参加申込書 別紙（様式1）のとおり
- (2) 申込方法 「11 担当」あてに電子メール・郵送・持参のいずれかの方法で提出し、必要に応じて到着確認の連絡をすること。到着確認をせずに、申込書が担当まで届いていない場合は申込が無かったものとする。電子メールによる場合、データ送付をもって受付可とするが、すみやかに原本を提出すること。
- (3) 受付期間 令和6年4月24日（水）～5月2日（木）17：00まで

4 プロポーザルに関する質問の受付及び回答

- (1) 提出方法 「11 担当」あてに電子メールで提出すること。（様式自由）
- (2) 質問受付期間 令和6年4月24日（水）～5月2日（木）17：00まで
- (3) 質問回答期限および回答方法 令和6年5月9日（木）  
全ての質問内容および回答を、参加申込書を提出した全ての団体にメールで通知する。

## 5 評価基準

### (1) 書類審査

評価項目	評価基準
① 類似業務実績	地域の観光PR動画制作等、本事業と類似する業務実績の件数。
② 提出書類（完備）	提出書類がすべて揃っているか？
③ 提出書類（体裁）	提出書類が指定する順になっているか？
④ 団体概要	会社、団体設立からの年数。
その他	当協会の法人正会員に加点を行う。

### (2) プレゼンテーション審査

評価項目	評価基準
① 業務理解度	業務の目的、条件、内容を理解しているか？
② タイトル	伝わりやすく、親しみやすい動画タイトルか？
③ 企画内容（コンテンツ）	インバウンド向けに新宿の魅力を広く発信する内容となっているか？
④ 企画内容（新規性）	ストーリーや技術等、新しさのある提案となっているか？
⑤ 回遊性	新宿の各エリアの情報を発信しているか？
⑥ 季節感	四季を意識した提案となっているか？
⑦ 業務実施体制	本業務を遂行できる人員が十分に配置されているか？
⑧ 継続性	動画を利用したプロモーションまで検討されているか？
⑨ 取組姿勢	熱心に取り組む姿勢をみることができるか？
⑩ スケジュール	業務全体のスケジュールは具体的かつ現実的か？
⑪ 見積金額	内容・内訳の妥当性があるか？
⑫ プレゼンテーション能力	提案の内容をわかりやすく、簡潔に説明することができるか？

## 6 企画提案書等提出

### (1) 提出書類

ア 団体概要（様式自由、パンフレット可）

イ 企画提案書（様式自由）

原則として下記に指定する順番にてA4サイズにて提出すること。

①本事業の内容に類似した過去実績

※応募者、社名が特定出来る事項は記載しないこと

②企画内容

仕様書の「4 委託内容」の（1）と（2）について、提案内容を示すこと。

### ③体制図

仕様書の内容を円滑に実施するための体制図（協力会社等を含む）を示すこと。

### ④全体スケジュール

事業全般を含むスケジュールを示すこと。

### ⑤動画を使用したPR戦略案

仕様書「4 委託内容」の（3）について、応募者で想定できるものを示すこと。

（目安：予算500万円程度 ※令和7年度予算は未定、詳細企画については不要）

### ウ 見積書 別紙（様式2）

「5 評価基準」（2）プレゼンテーション審査 ⑩の評価項目とする。

独自提案がある場合は（様式2）の⑤⑥に記載すること。なお、内訳詳細（数量・単価等）は別紙（任意様式）で示すこと。

## （2）提出部数

「6 企画提案書等提出」の（1）提出書類のア～ウは、応募者名を記載してA4サイズで1部ずつ提出すること（ウについては代表者印を押印すること）。さらに、イ・ウは、応募者名やロゴマーク等、応募者がわかる内容は一切記載しないものをA4サイズで8部ずつ提出すること。

## （3）提出方法

「11 担当」へ郵送（書留郵便に限る）または持参により提出すること。

## （4）提出期限

令和6年5月17日（金）17：00 必着（時間厳守）

## 7 選定方法

下記の通り、協会での事前書類審査、「新宿の新・インバウンド向け観光動画制作業務委託選定審査会（以下、「審査会」という。）でのプレゼンテーション審査により、選考を行う。

### （1）事前書類審査（協会による審査）

評価基準に基づき、応募書類が条件を満たしているか、及び応募者の概要について審査する。水準に達している応募者が多数であった場合、上位3団体を選定する。全ての応募者に審査結果を通知する。ただし、評価基準を満たさない場合は不採用とする。

### （2）プレゼンテーション審査（審査会による審査）

令和6年5月最終週を予定。

事前書類審査を通過した応募者については、審査会によるプレゼンテーション審査により選考を行う。プレゼンテーション審査に際しては、提出済の企画提案書等資料、プレゼンテーション審査用に用意した動画のみを使用すること。時間・会場等は、事前書類審査の結果通知の際に伝える。

## 8 スケジュール（予定）

令和6年4月24日（水）

募集要項公開、参加申込書・質問 受付開始

令和6年5月 2日（木）17：00

参加申込書・質問 締切

令和6年5月 9日（木）

質問回答

令和6年5月17日（金） 17:00	企画提案書等 提出締切
令和6年5月21日（火）	事前書類審査 結果通知
令和6年5月27日（月） 午後	プレゼンテーション審査
令和6年5月30日（木）	プレゼンテーション審査 結果通知

## 9 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する欠格事由に該当しないこと。
- (2) 新宿区からの指名停止措置期間中でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っていないこと。
- (4) 民事再生法（平成22年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

## 10 その他

- (1) 企画提案にかかる費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 各申込や提出にあたっては、必要に応じて到着の確認をすること。
- (3) 提出された申込書及び企画提案書等の所有権は協会に帰属するものとし、理由の如何を問わず返却しない。
- (4) 事前書類審査、プレゼンテーション審査、及び審査会の会議内容については非公表とする。結果の詳細についての問い合わせについては、これに一切応じない。
- (5) 受託事業者は、本業務を一括して第三者に委託することはできない。業務の一部についてあらかじめ協会の承諾を得たときは、第三者に委託することができる。
- (6) プロポーザルは当業務の契約を約束するものではなく、受託候補者を決定するものである。
- (7) プロポーザルは受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、協会と協議を重ねて実施するため、必ずしも提案内容および見積金額に添って実施するものではない。
- (8) 受託候補者の決定後に業務の委託が困難となる事象が生じた場合、協会の判断により候補者の決定を取り消すことがある。

## 11 担当

一般社団法人新宿観光振興協会 齋藤・後藤  
〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-8-2 B I Z 新宿3階  
電話 03-3344-3160 FAX 03-3344-3190  
メール info@kanko-shinjuku.jp